# 意匠法改正セミナー

イノベーション・ブランド構築に資するデザインの保護を目指して

令和2年1月28日 特許庁 意匠制度企画室 室長 久保田 大輔

## 改正項目と施行期日

- 令和元年意匠法改正により、**保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存** 続期間の変更、複数意匠一括出願の導入等の措置がとられた。
- 同改正法の施行は、一部の規定を除いて、令和2年4月1日。

改正項目 2019(R1).5.17 保護対象の拡充(画像、建築物、内装) ・関連意匠制度の拡充 ・意匠権の存続期間の変更 • 創作非容易性の水準の明確化 ・組物の部分意匠の導入 ・間接侵害規定の拡充 損害賠償額算定方法の見直し ・複数意匠一括出願の導入 ・物品区分の扱いの見直し 手続救済規定の拡充

2020(R2).4.1 範囲であって政令で定める日 施行予定

公布の日から2年を超えない

# 保護対象の拡充

(画像、建築物、内装)

## 現行法上の「意匠」

- 意匠法によって保護される「意匠」とは、**物品**の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、美感を起こさせるものである。(意匠法第2条第1項)
- 不動産、固体以外のものなど、「物品」でないものは保護されない。

## 意匠法上の「意匠」とは

物品



形状·模様·色彩

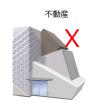


視覚を通じて 美感を起こさせるもの



有体物のうち、 市場で流通する動産 (意匠審査基準21.1.1.1)

#### 現行意匠法で保護されないものの例













※不動産の例以外は、「意匠の審査基準及び審査の運用」から引用

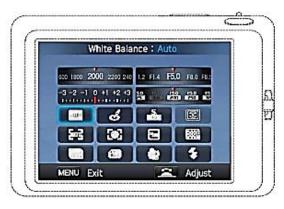
#### 意匠法第二条

この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

# 現行法で保護される画像デザイン

 特定用途の機器の操作画像やスマートフォン等にインストールされたアプリの画像のように、 物品の機能と関連し、かつ物品に記録・表示される画像のデザインは、物品(の部分)の形状、模様等として認められ、現行法でも保護対象となっている。

## デジタルカメラ等特定用途の機器の操作画像



「デジタルカメラ」 意匠登録第1456916号

## スマートフォン等にインストールされたアプリの画像



「勤怠管理機能付き電子計算機」 意匠登録第1592924号

# 近年見られる画像の例①

## **NAVITIME(ナビタイムジャパン)**

- 電車の乗り換え案内や目的地までのルート検索などを提供するクラウド型サービス。
- このような、サーバーに記録され、ユーザーが利用するたびにネットワークを通じて送信される画像は、物品の形状や模様等と認められず、現行法では保護できない。

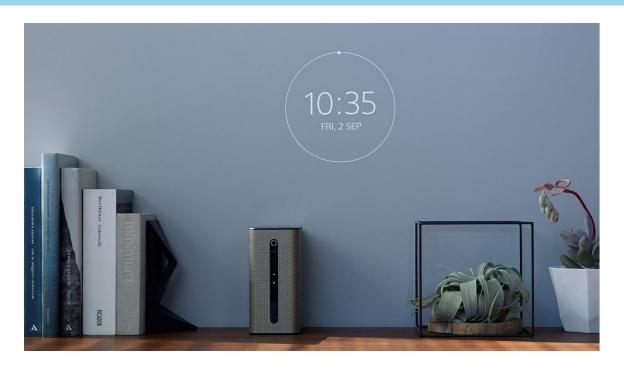




# 近年見られる画像の例②

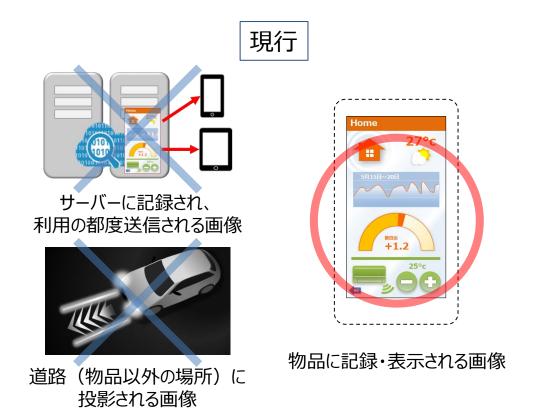
# Any Surface (ソニー)

- 壁や机上に投影されるユーザーインターフェースで、操作が必要になると自動で表示され、 必要な操作が終了すると自動で消える。
- このような物品以外の場所に投影される画像は、物品の形状や模様等と認められず、 現行法では保護できない。



# 改正後に保護される画像デザイン

● 改正後は、物品に記録・表示されているか否かにかかわらず、画像(GUI)そのものを 保護することができる。



改正後



物品に記録・表示されているか否かにかかわらず 保護対象となる。

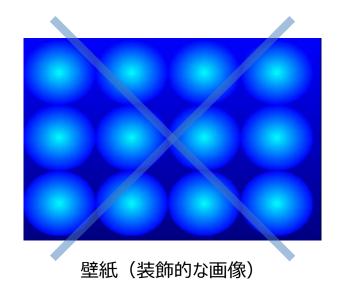
#### 改正法第二条

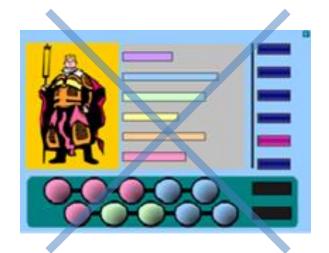
この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)、(中略)又は<u>画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示</u>されるものに限り、画像の部分を含む。(中略))であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

# 改正後も保護されない画像デザイン

壁紙等の装飾的な画像、映画・ゲーム等のコンテンツ画像など、画像が関連する機器等の機能に関係のない画像については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護の必要性が低いと考えられることから、改正後も保護されないこととした。

## 改正後も保護されない画像の例



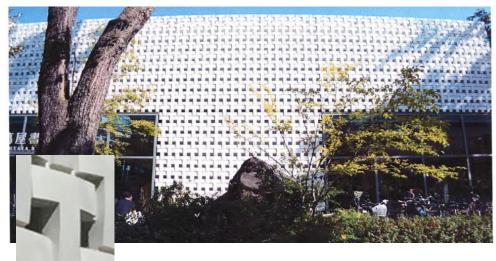


ゲームの画像(コンテンツ画像)

# 近年見られる建築物の外観・内装の例

- 近年、顧客が体験する企業とのあらゆる接点(UX)のデザインが重視されている中、 特徴的な空間デザインが差別化の要素となっている。
- 不動産である建築物のデザインは、物品(有体物である動産)の形状等ではないとして、改正前の意匠法では保護できなかった。
- 複数の物品(テーブル、椅子、照明器具など)や建築物(壁や床の装飾)から構成される内装のデザインは、一意匠一出願(7条)の要件を満たさないため、改正前の意匠法では意匠登録を受けることができなかった。

## 建築物の外観の例



蔦谷書店代官山店 (提供) カルチュア・コンビニエンス・クラブ

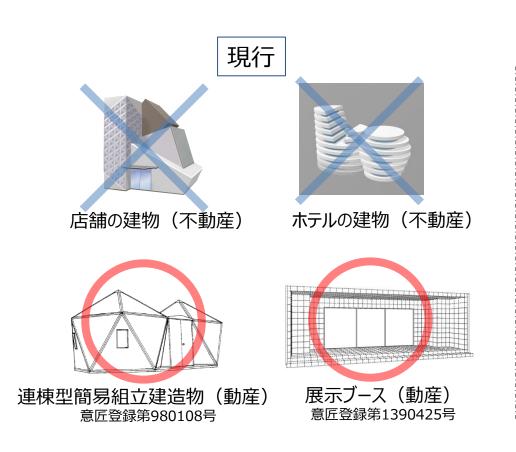
## 内装の例



auショップ 池袋西口駅前店 (出典)株式会社東京スペースホームページ

# 改正後に保護される建築物デザイン

● 改正後は、「建築物」(不動産)についても意匠権で保護することができる。



## 改正後





ホテルの建物(不動産)

#### 改正法第二条

この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)、<mark>建築物</mark>(建築物の部分を含む。以下同じ。)の形状等(中略)であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

# 改正後に保護される内装デザイン

● 改正後は、**複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザイン**について、「内 **装全体として統一的な美感を起こさせる**」という要件を満たす場合に限り、一意匠として 意匠登録を受けることができる。



レストランの内装

## 改正後



渡り廊下の内装

### 改正法第八条の二(新設)

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

### (参考)現行法第八条(組物の意匠)

同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

# 関連意匠制度の拡充

# 一貫したコンセプトに基づいてデザインされた製品群の例

# 「魂動」デザイン (マツダ)



#### (出典)「マツダでのブランド戦略におけるデザイン開発と知的財産権」 特技懇No.274

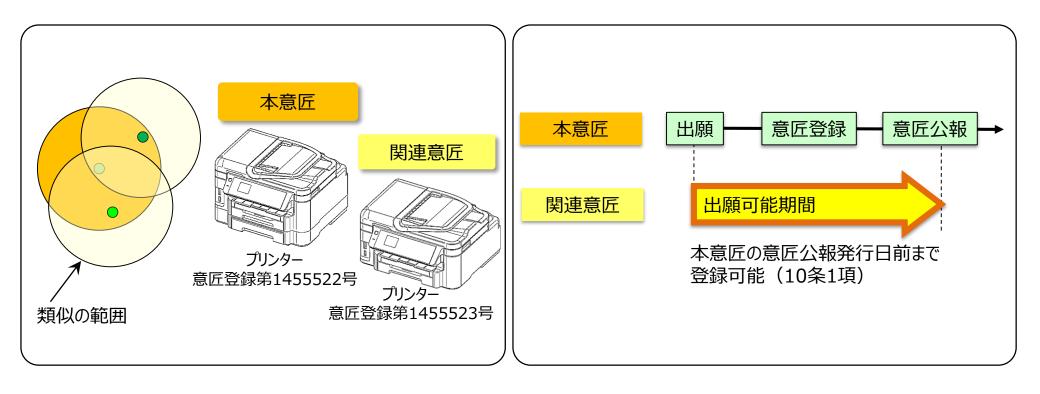
# デジタルカメラ「RX100」シリーズ (ソニー)



(出典) ソニー株式会社ホームページ掲載イメージを元に特許庁作成

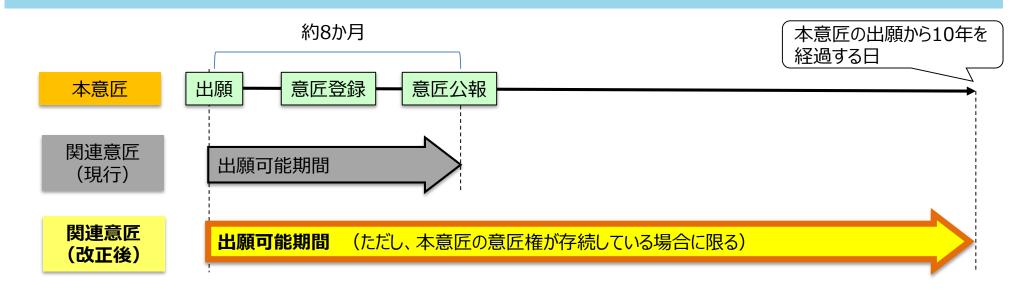
# 現行の関連意匠制度

- 同一出願人によるバリエーションの意匠群を保護するため、類似関係にある意匠のうちの1つを本意匠とし、他をその関連意匠として、登録を受けることができる制度。
- 本意匠の意匠公報発行日前までの出願であれば関連意匠として登録可能。
- 関連意匠にのみ類似する意匠について、登録を認めていない。



## 関連意匠の出願可能期間の延長

- 現行法では、本意匠の意匠公報発行日まで(約8か月)としている、関連意匠の出願可能期間を、改正後は、本意匠の出願から10年を経過する日前までとする。
- ただし、関連意匠の設定登録時に、本意匠が既に消滅している場合には、関連意匠の 登録は認められない。



#### 改正法第十条

意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該<mark>関連意匠の意匠登録出願の日</mark>(中略)<u>がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合</u>に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

# 関連意匠にのみ類似する意匠の登録

- 関連意匠にのみ類似する意匠(関連意匠B)についても、最初の本意匠(基礎意匠)の出願から10年を経過する日前までの出願であれば、登録を認める。
- 関連意匠にのみ類似する意匠(関連意匠B)は、関連意匠Bの本意匠(関連意匠A)が存続していれば、関連意匠Aの本意匠が存続しているか否かにかかわらず登録を認める。<注:第10条第1項>



#### 改正法第十条

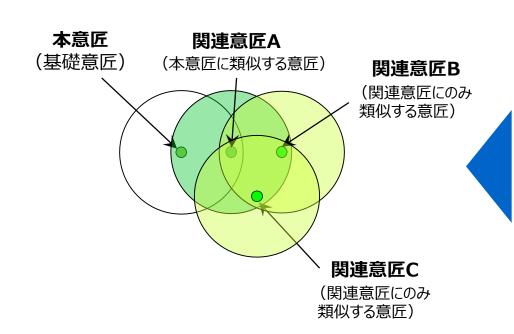
- 4 第一項の規定により意匠登録を受ける<mark>関連意匠にのみ類似する意匠</mark>については、<u>当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができる</u>ものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。
- 5 前項の場合における<u>第一項の規定</u>の適用については、同項中<u>「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする</u>。

# 関連意匠が自己の意匠によって拒絶されないための措置①

■ 最初の本意匠(基礎意匠)が共通する複数の関連意匠出願については、第9条 (先願)は適用されない。

## 改正法第十条

7 関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該関連 意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。)に係る関連意匠(当該基礎意匠の関連意 匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。)にそれぞれ該当する二以上 の意匠の意匠登録出願であつたときは、これらの意匠については、第九条第一項又は第二項の規定は 、適用しない。



関連意匠Bと関連意匠Cが相互に類似していても、 第9条(先願)の規定は適用されない。

# 関連意匠が自己の意匠によって拒絶されないための措置②

● 基礎意匠及び基礎意匠を同じとする関連意匠の意匠公報、それら意匠に類似する 自己の実施製品などは、関連意匠出願の審査における第3条第1項(新規性)、同 条第2項(創作容易性)及び第3条の2(先願意匠の一部と同一又は類似の後願 意匠の保護除外)の拒絶理由の根拠資料とならない。

#### 改正法第十条

- 2 <u>第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち</u>前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の<u>本意匠と同一又は類似のものは、</u>当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条 <注:第三条>第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。
- 3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての<u>第三条の二ただし書</u>の規定の適用については、同条ただし書中「同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により<u>秘密にすることを請求したときは、第二十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。</u>)」とする。

4~7 (略)

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至った自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠(当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。)と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかったものとみなす。

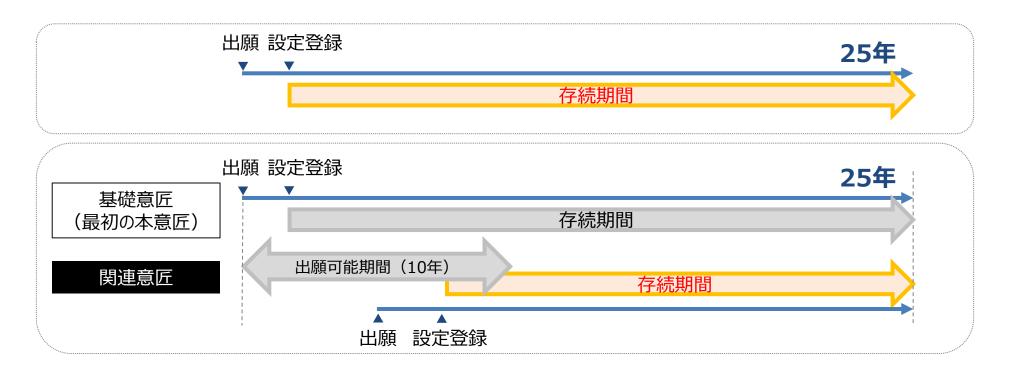
(参考)第三条の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて(中略)意匠公報に掲載されたもの(以下この条において「先の意匠登録出願」という。)の願書の記載及び願書に添付した図面(中略)に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。ただし、当該意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であつて、第二十条第三項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前に当該意匠登録出願があつたときは、この限りでない。

18

# その他の改正項目

# 意匠権の存続期間の変更

- 意匠権の存続期間の満了日は、「設定登録の日から20年」から「**意匠登録出願の日** から25年」に変更する。
- 関連意匠の意匠権の存続期間の満了日は、「基礎意匠の意匠登録出願の日から25年」とする。



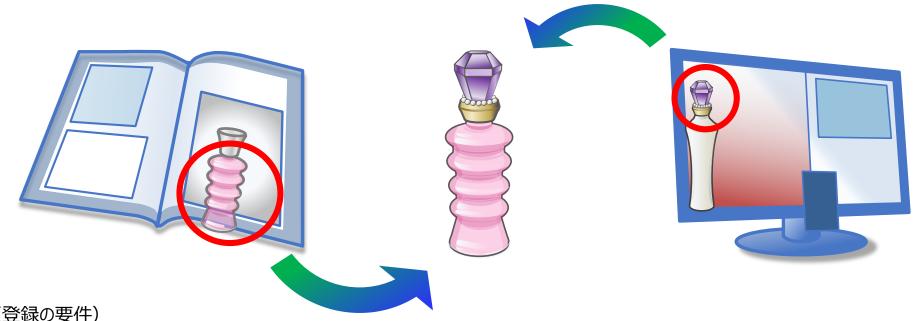
#### (存続期間)

第二十一条 意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、<u>意匠登録出願の日から二十五年</u>をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

# 創作非容易性水準の明確化

- 情報技術の発達により、多くのデザインが刊行物やインターネット上で公開されている中、 刊行物やインターネット上で公開された意匠に基づいて、容易に意匠の創作ができた場合には、独自の創作性を有さず、意匠権における保護に値しないと考えられる。
- 刊行物やインターネット上で公開されている意匠についても、創作非容易性の判断要素とすることを明記する。



(意匠登録の要件)

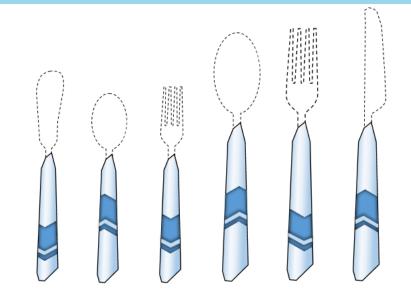
第三条 (略)

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、<u>頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつ</u>た形状<u>等又は画像</u>に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く。)については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

21

# 組物の意匠の拡充

- 近年、1 つのデザインコンセプトに基づき、複数に物品のデザインを総合的かつ統一的に 開発することが増えている。
- 現行法では、組物の意匠の部分意匠が認められておらず、ある複数の物品において共通する特徴的な部分のみを模倣し、その他の部分を改変するような模倣品の出現が想定される。
- 改正後は組物の意匠についても、部分意匠の登録を認めることとする。



### (定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。<del>第八条を除き、</del>以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下略)

## 間接侵害の対象拡大

取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して、製造・輸入等する行為も 取り締まれるようにする。

現行

侵害品を構成する、ボール部とハンドル部を分割して 製造・輸入等した場合、取り締まれず

例) 意匠登録を受けた美容用ローラー

# 改正後

「物品の製造にのみ用いる」専用品に限らず、<u>登録意</u> 匠等に係る物品の製造に用いる物品等であって、当 該登録意匠等の「視覚を通じた美感の創出に不可欠 なもの」を、その意匠が登録意匠等であること及び当 該物品等がその意匠の実施に用いられることを知りな がら、業として譲渡等する場合についても侵害とみなす こととした。



### (侵害とみなす行為)

第三十八条 次に掲げる行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等(これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く。)であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及びその物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為□ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

# 複数意匠一括出願制度の導入

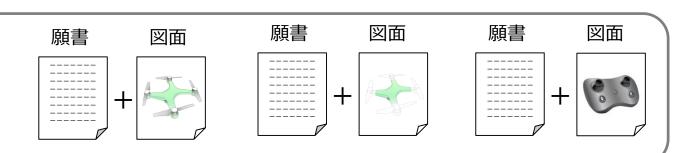
● 複数の意匠についての意匠登録出願を、一の願書で行うことができるようにした。

## 改正法第七条

意匠登録出願は、経済産業省令で<u>定める<mark>物品の区分</mark>ところ</u>により、意匠ごとにしなければならない。 複数の意匠に係る出願を一の願書により行う手続について

現行

意匠登録出願は、意匠ごとにしなければならない。





省令で規定する。

## 改正後

一の願書による複数の意匠の 意匠登録出願が可能に。 (1意匠ごとに1つの意匠権を 発生させるという原則は維持)



# 物品区分の扱いの見直し

● 願書に記載すべき物品の粒度を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることとした。

## 現行

出願や審査の便宜という観点から願書に 記載すべき物品の粒度を揃えるために、 経済産業省令で「物品の区分」を定める こととしていた。



現行の「意匠に係る物品の区分」が記載された 意匠法施行規則別表第一(7条関係) 【抜粋】

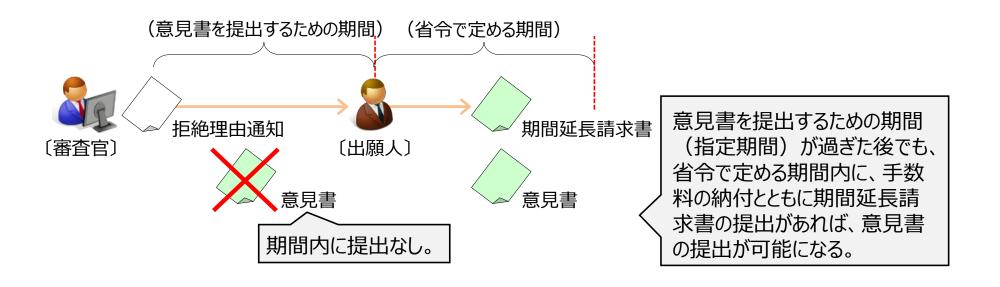
## 改正後

「経済産業省令で定める物品の区分により」の部分を削除するとともに、「意匠ごと」と規定される客体である「一意匠」の対象が不明確となる恐れがあるため、「一意匠」の対象となる「一物品」、「一建築物」、「一画像」の基準について、経済産業省令で定めることとした。

# 手続救済規定の整備①

● 出願人に対する救済措置を充実させるべく、特許法を準用し、特許庁長官等の指定する期間(指定期間)内に手続をすることができなかった場合、当該**指定期間経過後であっても、出願人の請求により、その指定期間を延長することができる**ようにした。

【新たな手続イメージ(特許法第5条第3項準用 指定期間経過後の救済規定)】



# 手続救済規定の整備②

- 特許法を準用し、**優先期間徒過後**であっても徒過した正当な理由があったときには、**優 先権主張を伴う出願を認める**こととした。
- **優先権証明書の提出がなかったとき**に、**注意喚起**のための通知をし、通知を受けた者の書類等提出を認めることとした。

【新たな手続イメージ(特許法第43条の2準用 パリ条約の例による優先権主張、同法第43条第6項及び第7項準用 優先権主張に関する注意喚起のための通知規定)】

優先権主張を伴う特許出願について、その優先期間内に当該特許出願をすることができなかったことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができるものとする。(特許法第43条の2)

